

委員会規約

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(総 則)

- 1-1. 定款第4条に示す事業、あるいは本協会の運営を推進することを主たる目的として本協会に委員会をおく。
- 1-2. 委員会の新設、分割、併合、廃止は理事会の議決による。

(委員会の種類)

- 2-1. 委員会は次の4種類とする。
 - イ) 常置委員会：経常的に設置するもの。
 - ロ) 規格・標準委員会：JIS、ISOならびに協会内規格・標準の設定および改定などに関する業務遂行のために設置するもの。
 - ハ) 臨時委員会：その運営が特定の期間で終了するもの。
- ニ) 特別委員会：特別事業を推進するために設置するもの。(別に定める「特別委員会規約」に従う。)

(委員の選任)

- 3-1. 委員長、副委員長は会長が理事会にはかつて協会会員の中から委嘱する。ただし、粉体工業展委員会の委員長は会長に、副委員長は東京粉体工業展委員会および大阪粉体工業展委員会の委員長に委嘱する。
- 3-2. 委員は委員長が専務理事にはかつて、原則として協会会員の中から委嘱する。委員が会友となった場合は任期を2年とし、原則として再任できない。ただし、粉体工業展委員会の委員は東京粉体工業展委員会および大阪粉体工業展委員会の副委員長に委嘱する。
- 3-3. 委員長、副委員長は、同一所属機関に属さないこと。
- 3-4. 委員長および副委員長の年齢の上限は、満75才とし、当該年度内にその上限に達した者は、その期末において退任する。
特別な事情があれば、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。
- 3-5. 新任の委員長は、必要により委員長経験者をアドバイザーとすることができる。アドバイザーは、新任の委員長が会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。アドバイザーの旅費については、6-2項を適用する。

(期間および任期)

- 4-1. 臨時委員会の期間、およびその延長は理事会が定める。
- 4-2. 委員長の任期は2年とし、4期8年を最長とする。
特別な事情があり延長する場合は、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。
- 4-3. 副委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(運 営)

- 5-1. 委員会の会合は委員長が招集する。
- 5-2. 会合の日時、場所および議題が決定次第、本部に文書で連絡する。
- 5-3. 会合終了後2週間以内に、議事録を本部に提出する。
- 5-4. 委員会は必要のあるとき小委員会を設けることができる。小委員会の運営は委員会に準ずる。
- 5-5. 運営の細目に関して、各委員会毎に内規を設けることができる。なお、内規は必ず本部に届出る。

(会 計)

- 6-1. 委員会は年度毎に本部から経費の支給をうける。
- 6-2. 委員会業務のための委員(個人会員など)の旅費は、原則として協会の「国内出張旅費規程(2)」および「国外出張旅費内規」に従って支給する。
ただし、法人会員所属の委員には、旅費は支給しない。
- 6-3. 委員長は年度毎の事業計画案および予算原案を1月10日までに本部に提出する。
- 6-4. 委員長は年度毎の事業報告および決算を3月31日(厳守)までに本部に提出する。

(附 則)

1. 本規約の改定は平成27年5月14日から発効する。

2. 平成26年4月1日時点において、4-2. 項について、止むを得ない理由がある場合は、理事会の承認を得て、最長2年間の猶予を与える。

(付 記)

昭和57年	8月25日	制定、施行
昭和62年	5月7日	改訂
平成3年	5月23日	改訂
平成5年	3月26日	改訂
平成8年	9月19日	改定(理事会承認)
平成12年	9月21日	改定(理事会承認)
平成15年	3月19日	改定(理事会承認)
平成17年	11月24日	一部改定(理事会承認)
平成23年	3月18日	確認(理事会承認)
平成25年	11月27日	改定(理事会承認)
平成27年	5月14日	一部改定(理事会承認)
平成30年	3月14日	一部改定(理事会承認)
平成30年	11月13日	一部改定(理事会承認)